



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

社会保険算定基礎の年間平均算定

本年度より社会保険の算定が条件付ながら、年平均によることも可能になりました。

社会保険(健康保険や厚生年金)の保険料は、企業が各従業員に対して支払った給与をもとに算定した「標準報酬月額」をもとに算出します。

昇給や昇格などで給与水準の変化に対応するため、毎年7月に年1回の届出を行い、その後1年の標準報酬月額を決定します。この手続きを算定基礎届(定時決定)といいます。

平成23年より、「健康保険法及び厚生年金法における標準報酬月額の定時決定の取り扱いについて」一部改正がありました。

(改正点)

従来、報酬月額の時決定を4、5、6月の総報酬額によって行ってきましたが、業種や職種によっては、他の時期と比べ著しく高くなり、不公平感がありました。(たまたまこの時期に残業が多い等で1年間高い保険料を支払うことになる)

上記を解決するため、本年の時決定から、以下の条件に当てはまれば、前年7月から本年6月までの1年間の給与の平均額により標準報酬月額を算定できることになりました。

(条件)

本年の4月、5月、6月の3ヶ月に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から本年6月までの間に受けた報酬の月平均額(報酬支払の基礎日数となった日が17日未満である月は除きます)から算出した標準報酬月額の間、2等級以上の差を生じた場合であって、その差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合。

※業務の性質上例年発生することが見込まれる場合とは、業種や職種の特性から、繁忙期が毎年4～6月までの期間にあり、残業手当等が他の期間と比べて多く支給されるなどを理由として、例年季節的な報酬変動が起こることが想定されることです。単年のみや業務の一時的な繁忙は対象外です。

(必要な書類)

算定基礎届備考欄に『年間平均』と記載し、

- ①業務の性質上例年見込まれるであろう理由を記した申立書
- ②本年4、5、6月の報酬額等と前年7月から本年6月の報酬額等を比較した書類
- ③被保険者の同意書

『年平均か従来どおりか』は事前に試算が必要ですが、社会保険料の負担が減ると、その分将来の年金額も減る恐れがありますので、被保険者の合意書は後のトラブル回避のためにも必要です。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

Question (震災特例法)

震災特例法の成立による東日本大震災に係る義援金の所得税の取扱いの拡充について教えてください。

Answer

個人の方が「震災関連寄附金」に該当する寄附金を支出した場合、所得控除である寄附金控除の限度額が総所得金額の40%から80%に引き上げられました。また、認定NPO法人及び社会福祉法人中央共同募金会に対して支出した震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるもの(以下、「特定震災指定寄附金」)については、所得控除との選択により、税額控除の適用を受けることもできるようになります。



解説

個人の方が1月1日から12月31日までの間に行った寄附金のうち一定のもの(特定寄附金)は寄附金控除として所得税の計算上、所得金額から控除されます。震災特例法では、指定期間である平成23年3月11日から平成25年12月31日までの間に支出した「震災関連寄附金」がある場合、平成23年分から平成25年分までの各年の寄附金控除の額は、震災関連寄附金以外の特定寄附金の額(その年の総所得金額等の40%を限度)と震災関連寄附金の額の合計額(その年の総所得金額等の80%を限度)から2千円を差し引いた金額とされます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{震災関連寄附金以外の} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{震災関連寄附金} \\ \text{の額の合計額} \end{array} \right] - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

また、「特定震災指定寄附金」は寄附金控除(所得控除)との選択により、税額控除の適用を受けることもできます。特定震災指定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額を、所得税の額から控除することができます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定震災指定寄附金の} \\ \text{額の合計額} \end{array} - 2\text{千円} \right] \times 40\% = \text{税額控除額}$$

(注)特定震災指定寄附金の額の合計額は所得金額の80%相当額が限度
税額控除額はその年分の所得税の額の25%相当額が限度

根拠条文・参考文献等

所得税法78条第2項

震災特例法(「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」)8条第2項

※お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp